

[事案 30-193] 既払込保険料返還請求

・令和元年5月26日 和解成立

<事案の概要>

契約時、募集人が被保険者と面談していないことなどを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和58年4月に契約した定期保険（契約①）について、平成2年1月に終身保険に転換し（契約②）、次に平成10年8月に終身保険に転換し（契約③）、さらに平成20年2月に利率変動型積立終身保険（契約④）に転換したが、各契約時において、募集人は被保険者と面談しておらず、自分は契約手続きに関与していないので、既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

全ての申込書について、契約者・被保険者の署名・押印がなされており、契約者の承諾および被保険者の同意はあった。また、契約①および②の募集人は既に死亡しているものの、契約②は、当社の嘱託医が被保険者に面談のうえ診査し、また保険料の入金をしたことを契約者自身が認めている。契約③および④は、当社募集人が契約者・被保険者に面談のうえ、申込手続きを行っている。したがって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、各契約について、被保険者が同意していたことが認められ、申立人が契約に関与していなかったとは認められないが、以下の理由および紛争の早期解決の観点により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 契約①について、申立人の事情聴取の結果によれば、申立人は、遠方に居住する親族である募集人から保険を勧められたものの、実際は募集人の親族である勤務先の上司を通じてしか連絡を取っていなかったとのことであり、一方の当事者である募集人が死亡しているとはいえ、申立人の陳述が具体的かつ詳細であることから、一定の信用性が認められる。したがって、募集人による面接が行われることなく、契約締結に至った可能性がある。

(2) 契約②に際し、募集人が保険料の立替えを行っていた可能性が推測され、その精算のための資金として、申立人の契約者貸付を利用したうえで、おそらく募集人が管理していた申立人名義の口座に入金させ、一部不足する金額は、申立人から募集人の個人名義の口座に振り込ませていることが認められる。このような金銭のやり取りが不適切であることは言うまでもなく、また、このことが紛争の一因になっていることは否定できない。